

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年4月から同年9月まで
②昭和39年4月から42年3月まで
③昭和43年4月から44年3月まで
④昭和45年4月から46年3月まで
⑤昭和54年7月から同年9月まで
⑥昭和55年4月から56年9月まで
⑦昭和57年4月から同年6月まで
⑧昭和59年4月から61年3月まで

私は結婚後、国民年金に強制加入し、夫が夫婦の国民年金保険料を納付してきたはずであるにもかかわらず、夫が納付済み又は申請免除となっている期間について私だけが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦の国民年金保険料は、その夫が管理し、納付してきたはずであると主張しているところ、社会保険庁が管理する申立人夫婦の国民年金保険料の納付記録を見ると、昭和37年4月の結婚以降、未納期間と申請免除期間が大半を占めていた状況であったが、50年4月から申立期間⑤の直前である54年6月までの期間は夫婦共に納付済みであることが確認できる。

また、昭和52年9月26日には申立人の60か月分及びその夫の84か月分の申請免除期間がまとめて追納されていることからみて、申立期間⑤の前ころは経済的にゆとりがあり、国民年金保険料を納付することが

可能であったと考えられ、申立期間⑤に係る申立人の夫の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和 39 年 12 月以降と確認できることから、申立期間①の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人の保険料を納付してきたとするその夫には、当該期間を過年度納付した記憶が無い。

申立期間②については、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫の納付記録を見ると、当該期間は申請免除期間であり、昭和 51 年 4 月 12 日付けで追納していることが確認できるが、申立人の記録は未納期間とされている上、その夫も当該期間のうち、39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間の保険料は時効により納付することができなかつたと考えられる。

申立期間③及び④については、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫の納付記録は、当該期間を含む昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月までの申請免除期間を 52 年 9 月 26 日付けで追納した記録となっており、申立人は、申立期間③と④に挟まれた 44 年 4 月から 45 年 3 月までの申請免除期間と申立期間④の直後の 46 年 4 月から 50 年 3 月までの申請免除期間をその夫と同じ 52 年 9 月 26 日付けで追納しているが、仮に申立期間③と④を申立人が申請免除していた期間であったとするならば、先に時効が到来する当該期間が追納されていないことは不自然であることから、申立期間③及び④は、当初から未納期間であったと考えられる。

申立期間⑥については、夫婦共に 6 か月の未納直後の期間であり、その一部は申請免除期間となっていることからみて経済的にゆとりが無かつたものと推認され、申立期間⑦については、申立人は申請免除期間後の未納期間であるところ、その夫は申立期間⑥及び⑦ともに納付済期間（申立期間⑥の一部期間追納）となっているなど、年金記録は夫婦間で必ずしも一致しておらず、申立人の夫の国民年金保険料が優先して納付されている様子がうかがえることから、夫婦の年金記録は同一になるよう申立人の夫が保険料を管理、納付してきたとする申立人の主張とは矛盾する。

申立期間⑧については、夫婦共に前後を未納期間（前 12 か月、後 6 か月）に挟まれていることから経済的にゆとりが無かつたことが推認される上、昭和 57 年 7 月に調停離婚している（平成 8 年 1 月再婚）ことから、申立人の夫は自分の国民年金保険料の納付を優先したとみるのが自然である。

また、申立期間①から④及び⑥から⑧について、申立人は国民年金の

加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、申立人の保険料を納付していたとするその夫は、保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から37年3月まで

国民年金の加入手続は母がしてくれました。私は住み込みで働いて家に仕送りをしていましたので、母がその中から婦人会を通して保険料を納めていてくれたとのことでした。その母も亡くなり、証明するものは何もありますが、10か月だけ抜けていることが納得できずにいます。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び申請免除期間を除き、保険料をすべて納付している上、申立人を含めて保険料と一緒に納付していたとする申立人の母及び父の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立人の母は、60歳で資格を喪失するまでの国民年金保険料を完納し、納付意識が高かったものと考えられることから、申立人の妹の申請免除手続をしたとしているにもかかわらず、申立人の申請免除手続を行っていないことから、申立人の保険料を納付していたものと推認するのが合理的である。

さらに、申立人の申立期間直前の昭和36年4月及び5月の国民年金保険料が納付されていることが確認され、平成9年12月19日に社会保険庁において記録訂正が行われていることから、行政側の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

加えて、申立人が居住していた地域では、申立期間当時、婦人会が国民年金保険料を集金していたことが確認できる上、保険料の納付方法に

ついて、婦人会の班長経験者は、「班長が各戸から集金した保険料と一軒一軒の名前を書いた名簿とを一緒に市役所に持って行った記憶がある。」と証言していることから、国民年金手帳に検認印が押印されなかった事情もうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から49年1月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

昭和47年9月ころに国民年金への加入手続を行い、何度も出向くことは避けたいのでその年の国民年金保険料を一括で納付した。翌年からは納付書により一括で納付してきた。夫の転勤が近づき、証がないので役所に問い合わせたところ、49年3月30日付けの手帳が送られてきた。

50年1月から同年3月までについては、A市役所からもらった納付書とともに銀行で支払った。B県C市（現在はA市C区）に転居し、申立期間①について調査を求めたところ、納付状況確認書が届き、申立期間②も未納とされていたので、領収書を持参し訂正してもらった。それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持しているB県C市発行の納付状況確認書では、申立人の主張どおり訂正され納付扱いとなっている上、社会保険庁が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、申立期間直後の昭和50年度以降についてその年度内に国民年金保険料を一括納付していることが確認できることから、申立内容には信憑性^{びよう}があると考えられる。

また、申立人は、昭和49年2月から61年3月まで国民年金へ任意加

入し、申立期間②を除き、保険料をすべて納付している上、53年4月から61年3月までは、付加保険料を納付していることから、納付意識は高かったものと推認される。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年3月1日に払い出されている上、社会保険庁の記録及び市町村の国民年金被保険者名簿により、49年2月26日付けで任意加入した記録となっており、申立期間は任意未加入期間であったものと推認できることから、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられるほか、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年7月から同年12月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格喪失日に係る記録を27年1月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から27年3月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A事務所での加入記録は、昭和25年3月24日から26年7月1日までとの回答をもらった。

私は、昭和27年2月末までA事務所が提供した労務者としてB基地内で働いていた。26年7月1日は、それまでのハウスポーイから消防警備員に転任したころであるが、途中で労働契約が切り替わった記憶は無い上、一緒に働いていた同僚は、同年7月以降も厚生年金保険に加入していたと話している。

老齢年金の裁定請求を行ったところに、A事務所から提供を受けた被保険者台帳の写しを提出するので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所が作成・保管している「喪失者名簿」、申立人が提出した被保険者台帳と思われる資料（当該資料には、申立人を含む9人に係る厚生年金保険及び健康保険に係る情報が記載されており、その内容は、社会保険事務所又はA事務所以外には知り得ない情報が記載されている。）及び元同僚の証言から判断すると、申立人が昭和27年1月18日まで継続して勤

務していたことが認められる上、元同僚は、「申立人とは、ハウスポーイをしていたところに知り合った。その後、私が、防火警備隊で勤務していたころ、人手不足で大変だったことから、申立人を誘い、防火警備隊に来てもらった。」旨の証言をしており、この元同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した被保険者台帳と思われる資料に記載された給与額から、昭和 26 年 7 月から同年 12 月まで 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、独立行政法人 C 機構 D 支部及び E 事務所では、納付したかどうかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 27 年 1 月 19 日から同年 3 月 1 日までのについては、勤務状況及び在籍を証明する記録が無く、また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら、収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 27 年 1 月 19 日から同年 3 月 1 日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から46年12月まで

申立期間当時、私に関する国民年金への加入手続や保険料納付については、私の父が行ってくれたはずである。

申立期間当時の国民年金保険料の納付を示す証拠書類は無く、また、記憶も定かではないが、父が市役所で保険料を納めていたと思う。

同居していた妹の国民年金保険料についても私の分と同じように父が納めており、妹は満20歳に到達した昭和46年1月から国民年金に加入して保険料を納めているにもかかわらず、私の保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、その父は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧である上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿及び市町村保管の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人に係る国民年金の資格取得は昭和48年3月20日以降であることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない上、ほかに手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から46年4月まで

私自身は国民年金保険料を納付していないが、昭和39年の結婚当時、妻が妻自身の国民年金保険料を納付する際に、私の国民年金について私の母に聞いたところ、「入っている。」と答えたため、私の国民年金保険料は私の母が納付しているものと確信していた。

店舗と自宅が火災で全焼し、当時の資料は全く残っていないが、妻が私の母から聞いたその一言を信じているので、調べて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、保険料を納付していたとする母親は既に他界しているため証言を得ることはできない。

また、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無い上、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親の国民年金加入記録も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から45年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私が20歳になった時、父がA町役場で国民年金への加入手続きを行い、B納税組合の集金人へ家族分の保険料を納付していたことを父から聞いているので、申立期間が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は72か月と長期間であるとともに、申立人が居住していた地域では、申立期間当時、B納税組合があったことは確認できるものの、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父が、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金への加入手続き及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和46年3月10日以降であり、その時点では、申立期間のほとんどが時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、過年度納付を行った形跡も見られず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで
国民年金加入手続をお願いした親せきの町役場職員に保険料をまとめて現金で支払ったと母親から聞いている。
未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の亡き母が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号は昭和37年10月9日以降に払い出されており、その時点では、申立期間は過年度納付によることとなるが、国民年金保険料を過年度納付した形跡はうかがえない上、他市町村への住所変更を行った形跡も無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、町役場からの回答によると、申立人の母が国民年金保険料を現金でまとめて納付することを依頼したとされる親せきの者が町役場職員として臨時採用されたのは昭和38年になってからである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 50 年 9 月 24 日から 51 年 10 月 30 日まで
②昭和 51 年 11 月 1 日から 54 年 6 月 30 日まで

平成 19 年 6 月に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、当該申立期間について、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

しかし、私は、昭和 50 年 9 月 24 日から 51 年 10 月 30 日までの期間は A 事務所（現在は、B 事務所。以下同じ。）に、同年 11 月 1 日から 54 年 6 月 30 日までの期間は C 医院（現在は、D 医院。以下同じ。）に勤務していた。

両事業所から厚生年金保険に加入していた旨の証明書も作成していただいた。それを添付するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 事務所が保管している人事記録及び同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認することができるが、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、申立人は、「事業主が作成した厚生年金保険被保険者であった旨の証明書もある。」としているが、当該事業主からは、「厚生年金保険の加入を証明したのではなく、A 事務所に在籍したことの証明書である。」との回答を得ている。

さらに、社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険

事業所別被保険者名簿において、昭和 50 年 6 月 1 日から 52 年 3 月 31 日までの延べ 5 名の記録を確認したが、健康保険の整理記号番号に欠番は無い上、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が当該事業所へ勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、申立人は、「事業主が作成した厚生年金保険被保険者であった旨の証明書もある。」としているが、当該事業主からは、「厚生年金保険の加入^{あいまい}手続に係る記憶が曖昧のまま証明したものであり取下げしたい。」との回答を得ている上、事業主の厚生年金保険料に係る口座振替の通帳からは申立人の申立期間に係る保険料を社会保険事務所に納付した記録は確認できなかった。

さらに、社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和 51 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 31 日までの延べ 11 名の記録を確認したが、健康保険の整理記号番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、申立期間に存在する国民年金保険料の納付記録等について、「保険料については、昭和 54 年 5 月ごろに E 郡 F 村に居住していた亡き父から申立人の保険料を納付していることを知らされ、初めて国民年金への加入及び納付状況等を認識した。」と主張しているが、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び戸籍附表等を見ると、申立人は 50 年 9 月 24 日から 53 年 6 月 4 日までは E 郡 G 町に住所を有し、昭和 52 年度において申請免除が承認されており、その免除期間の保険料を 53 年 7 月 10 日に追納している上、同年 7 月以降は亡き父と別に H 市に居住しており、同市役所発行の保険料の納付書が送付されていることが推認されることから、その主張は不合理である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年から 51 年まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入期間について照会申出書を提出したところ、申立期間に対する厚生年金保険加入の事実が確認できない旨の回答をもらった。保険料を引かれている給与明細書がある。加入期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは、申立人が所持している給与明細書及び同僚の証言により推認することはできるが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和 47 年 6 月 1 日から 48 年 8 月 31 日までであり、申立期間のうち 43 年から 47 年 6 月 1 日までには厚生年金保険に加入できなかった上、社会保険事務所が管理する被保険者原票照会回答票により、47 年 6 月 1 日から 48 年 8 月 31 日までの記録を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠落は無い。

また、申立人が保険料控除の資料として提出した給与明細書の発行時期は不明であるが、6 月分の給与明細書として記載されている入金伝票の製品番号から製造販売年月日を確認したところ、製造会社の回答により昭和 51 年 11 月であることが確認できることから、当該給与明細書は、52 年以降と考えられる上、申立人が提出したその他の給与明細書に記載されている基本給、手当、保険料の金額は当該 6 月分とほぼ同じであることから、発行時期も同じころのものと推測される。

さらに、保険料として控除されている金額は、申立期間において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間の健康保険料、厚生

年金保険料及び雇用保険料とも一致しないことから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない上、事業主は所在不明であり、証言を得ることはできない。

加えて、社会保険庁が管理する申立人の夫の健康保険被扶養者記録照会回答票により、申立人は、昭和 42 年 5 月 10 日から平成 13 年 7 月 20 日まで夫の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A 県 B 部 C 課における登録日々雇用職員として勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が無いとの回答をもらった。
しかし、申立期間については継続して勤務しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 県が保管している職員人事履歴カードで昭和 38 年 4 月 1 日から登録日々雇用職員とし B 部 C 課に勤務していたことは確認できるが、申立人には、厚生年金保険被保険者手帳記号番号が払い出されていない上、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、B 部 C 課は厚生年金保険の適用事業所であることは確認できるものの、社会保険庁が管理する職歴審査照会回答票(個人情報)及び社会保険事務所の生年月日順索引簿により確認したが、申立人に該当する氏名は見当たらない上、申立期間と一緒に勤務したとする同僚の氏名も無いほか、申立人に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月から 37 年 8 月まで

18 歳で入社したが、入社後、会社で運転免許を取らせてくれたことを憶えている。当時の給与明細書で保険料を控除されていたことを記憶している。

また、保険証を交付してもらい、病院を受診したこともあるので、厚生年金保険の加入期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社B支店に勤務していたことは推認することができるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用について事業主に照会したところ、「確認できる資料が無いため不明である。」との回答を得ており、申立ての事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚2名は、「長期臨時職員という雇用形態で数年間勤務し、その間、厚生年金保険には加入させてもらえなかった。また、健康保険については、日雇い健康保険に加入していた。」としている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険料の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 45 年 12 月まで
Aハローワークを通してB社C工場に季節工として勤務した。同僚の季節工にD氏がいたことをよく覚えています。申立書に写真4枚を添付するので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、昭和 44 年 8 月から 45 年 10 月までの雇用保険被保険者の記録及び添付された写真により申立人がB社のC工場から継承したE製作所で働いていたことを推認することはできるが、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、B社E製作所に、申立人に係る厚生年金保険の適用について照会したところ不明としている。

さらに、B社C工場に係る社会保険庁が管理する昭和 44 年 6 月 21 日から 46 年 3 月 16 日までの期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず、整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月から 29 年 12 月まで

申立期間について、社会保険事務所で記録照会したところ、船員保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間当時は飯炊きの仕事や機関士の見習いの仕事をしていた。また、船員保険料は船主が給料から天引きしていたと記憶しているので、船員保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元乗組員等の証言により、申立人が申立期間において、A丸に乗船していたことは推認することができるものの、申立期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、申立人の先輩であり同様の職種に勤務していた同僚の船員保険の加入記録も確認できない。

さらに、申立期間において、社会保険事務所が管理する船員保険被保険者名簿の整理記号番号に欠番は無い上、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 9 日まで

私は、昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 9 日まで、A社で朝 8 時 30 分から午後 5 時まで事務をして働いていた。仕事の内容はその日の売り上げの現金集計や報告書の作成、接客等をしていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた従業員の証言により、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたと推認することはできるが、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が管理するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間において、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間当時の上司及び給油担当者の氏名の記憶が無く証言を得ることができない上、申立期間当時、当該事業所に申立人が勤務していたと証言している従業員も「厚生年金保険の事務手続については不明である。」としている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月ごろから30年8月10日まで
昭和26年6月ごろから30年10月26日までのA社で勤務した期間について、厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、同年8月10日以前の被保険者期間は確認できない旨の回答を受けた。

私は、知人から紹介されて当該事業所に入社し、運転助手として勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年6月ごろからA社に勤務したと主張しているが、厚生年金保険料を控除されていた記憶が定かで無い上、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、事業主は、昭和45年以前の厚生年金保険被保険者記録は廃棄していることから、申立人の記録は確認できないとしているほか、当該事業所の同僚10人からは、申立人が申立期間に勤務していたことを推認できる具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿について、昭和25年5月1日から30年8月9日までの延べ121人の記録を確認したが、健康保険の整理記号番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人の主張どおり、昭和26年6月から当該事業所に継続して勤務していたとしても、社会保険事務所に保管されている厚生年金保険

記号番号払出簿の記録により、30年8月10日に申立人に厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認できることから、それ以前に、他の番号が払い出されることはなかったものと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。